

自動車分解整備業に係る平成30年度税制改正 及び延長に関する要望書の提出について

自動車は我が国の国民生活、社会活動を支える上で極めて重要な存在となっておりますが、自動車はその機能を十分に発揮するには適切な保守管理が必要不可欠であります。

このような中、自動車分解整備業は、自動車の点検整備のプロフェッショナルとして、自動車の安全確保はもとより、自動車に係る環境保全にも真摯に取り組み、健全なクルマ社会の構築に貢献して参りましたが、自動車保有台数の大きな増加も望めない状況にあって、中小零細事業者が大多数を占める自動車分解整備事業者は、懸命な経営努力を続けております。

今後とも、自動車ユーザーや地域社会に無くてはならない存在として、整備技術の向上、設備の近代化、ICT化の推進等続け、さらに、昨今の人材不足への対応を図り、自動車整備事業の社会的な使命を果たすためには、引続き事業の活性化が求められており、税制改正等による事業者支援が必要不可欠であることから、このたび、日整連・整商連より標記要望を別紙のとおり、国土交通省に提出しましたのでお知らせ致します。

記

要 望 事 項

改正要望

1. 自動車に課せられている複雑・過重な自動車関係諸税の簡素化・負担軽減のため、自動車税制の抜本的な見直しを早急を実現していただきたい。

(要望理由)

自動車には、欧米諸国と比べて極めて重い税負担が課せられており、自動車重量税など関係諸税は、納税者にとって複雑で分かり難く理解も得難いものとなっている。

また、自動車重量税について、永久抹消時には残額が還付されるが、一時的であるが、同様に自動車を使用しなくなる一時抹消時には還付されないこと、及び軽自動車税については還付制度がないことも自動車ユーザーの理解を得難いものである。

消費税10%への引上げは、平成31年10月1日に延期されたが、自動車税制の抜本的な見直しが図られなければ、自動車ユーザーの負担は耐え難いものとなる。

特に地方部においては、高齢化と人口減の進行に伴い、公共交通機関の利用が困難となりつつあり、世帯に複数の自動車を保有せざるを得ないこ

とから、地方の自動車ユーザーにとって自動車関係諸税の負担は極めて大きなものとなっており、安全運行の確保に必要な点検整備の実施にも影響をもたらしている。

また、都市部においても、負担軽減が図られなければクルマ離れが進み、我が国の基幹産業である自動車産業に多大な影響を及ぼすこととなる。

このため、自動車に課せられている複雑・過重な自動車関係諸税の抜本的な見直しを早急に実現していただきたい。

2．経年車に自動車関係諸税を重課する制度を廃止されたい。

(要望理由)

新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車等に高い税率が課されている。これらは、やむを得ず年式の古い自動車を保有しなければならない経済的弱者に重い負担を強いるものである。経年車であっても、定期点検整備の実施等、日頃の管理を適正に行えば安全に使用できるものであり、かつ車に使われる資源を大切に長く利用できることにもなることから、年数を経ていることをもって過度な負担を求める不公正な税制は廃止すべきである。

3．中小企業経営者の次世代経営者への承継を支援する税制措置の拡充・創設をしていただきたい。

(要望理由)

近年、中小企業経営者の高齢化が進んでおり、中小企業白書によれば、後継者不在を理由とする廃業が約7万社にのぼるとされている。このような中において、自動車整備事業者は、中小零細事業者が大多数を占めており、55歳以上の経営者の割合が約67%、65歳以上の経営者の割合が約38%と高齢化が進んでおり、事業承継問題の顕在化が懸念されている。

自動車分解整備事業者の次世代への事業承継は、地域における健全なクルマ社会の維持に必要な不可欠であり、地域経済・雇用の維持・活性化に繋がるところである。

よって、中小企業経営者の次世代経営者への承継を支援する税制措置の拡充・創設をしていただきたい。

延長要望

1．廃油処理施設の油水分離装置に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長を認められたい。

(要望理由)

自動車整備業は、事業の性質上、汚水や廃油を生ずるため、水質汚濁防止法の趣旨に鑑み、油水分離装置等を設置してきたところである。今後とも、公共用水域の水質汚濁を防止し、社会との調和を図りつつ事業の発展を期するためには、本制度の継続が必要である。

よって、廃油処理施設の油水分離装置等に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長を認められたい。